

第三十回国会 商工委員会 議案録 第三十四号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小泉 純也君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

新井 京太君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 木倉和一郎君

坂田 英一君 始関 伊平君

關谷 勝利君 野田 武夫君

野原 正勝君 細田 義安君

前尾繁三郎君 板川 正吾君

内海 清君 大矢 省三君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

鈴木 一君 堂森 芳夫君

中嶋 英夫君 松前 重義君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊恩君

特許庁長官 井上 尙一君

中小企業庁長官 岩武 照彦君

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

三月二十四日

委員永井勝次郎君辭任につき、その補欠として松前重義君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

小売商業特別措置法案の一部改正に關する請願(赤松勇君紹介)(第二六一五号)

輸出取引法の一部を改正する法律

第一類第九号

商工委員會議録第三十四号

昭和三十四年三月二十四日

案反対に關する請願(赤松勇君紹介)(第二六一五号)

中国産生漆輸入に關する請願外三件(小川半次君紹介)(第二六五三三号)

同外三件(大森玉木君紹介)(第二六五四号)

同外三件(加藤精三君紹介)(第二六五五号)

同外六件(濱野清吾君紹介)(第二六五六号)

同外四件(中山マサ君紹介)(第二六五七号)

同(大矢省三君紹介)(第二八〇七号)

は本委員会に付託された。

同月二十四日

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

小売商業特別措置法案(内閣提出第二二二号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三号)

特許法案(内閣提出第一〇八号)(參議院送付)

特許法施行法案(内閣提出第一〇九号)(參議院送付)

實用新案法案(内閣提出第一一〇号)(參議院送付)

實用新案法案(内閣提出第一一一号)(參議院送付)

意匠法案(内閣提出第一一二号)(參議院送付)

意匠法施行法案(内閣提出第一一二三号)(參議院送付)

商標法案(内閣提出第一一五八号)(參議院送付)

商標法施行法案(内閣提出第一一五九号)(參議院送付)

特許法等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案(内閣提出第一一六〇号)(參議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五七号)(參議院送付)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

特許法案、特許法施行法案、實用新案法案、實用新案法施行法案、意匠法案、意匠法施行法案、商標法案、商標法施行法案、特許法等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案、以上十法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 私はたいたい議題となりました特許關係十法案に關しまして、若干の質問をいたしたいと存じます。御承知のように今次提案をされました特許關係の法案は、特許行政上画期的な大改正であります。法案改正の準備のために審議會を設けて検討すること六九年、その答申に基いて法案の成案を得るのに二カ年を要して参りました。全文で数百条に上る大きな改正法案でありますから、短時日のうちにこ

れを審議するという事は、非常に困難を感じておるものであります。本日はとりあえず本改正案に対する概括的な点を幾つか伺いをいたしまして、内容については後日またさらに質問をいたしたいと存じます。

そこでまず第一にお伺いいたしたいのであります。本日は大臣がおられますから次官にお尋ねをいたします。特許行政に關する通産省としての方針であります。これは通産大臣はしばしば当委員会で通産行政についての基本方針を述べられて参りました。その通産行政の基本的な方針を述べられた中で、産業技術の発展にきわめて重要な役割を果しておる特許行政については、今まではほとんど一言も触れなかつたのであります。去年十月三十日の所信表明のときに、大臣は初めて工業所有權關係法を時代に対応するように改正をしたという事を触れられたのであります。なるほど今回の改正法案は、法律的には時代の変化に即応する面もあることはこれはやぶさかではありません。しかしこの一片の法律改正で、特許行政の実態を時代に即応するように改正することはなかなかあり得ないと思ふわけでありまして、御承知のように特許行政の目的は、特許法第一条にもありますように、發明家に独占權を与え、その發明の内容をすみやかに公表することによつて、新規の發明を刺激する。そして各産業技術の発展をはかる。こういうところに目的があるのであります。特許行政

の現状を資料によつて拜見いたしますと、特許のごときは平均して三年、長いものになりますと、五年も六年もその審議に要しておるのであります。しかも重大な發明、産業の発展の上に重大な發明は、長年間特許庁の倉庫に眠つておる、こういう現象を呈しておるのであります。これは産業の発展を阻害し、日本の産業の後進性を改善することになつていない。また最近における処理件数を見ますと、未処理の件数が年々累積をしております。大体三十三年度にいたしまして、二年半は未処理の件数が余つておる、こういう状態でありまして、通産省として一体この法律改正を出したがる算も計上してない。しかも機構改革等も考えていない。人員も若干ふやしておるようでありまして、大してふやしていない。こういうように法案改正だけで行き詰まつておる特許行政の隘路というものが打開できるかどうか、こういう点を一つ大臣のかわりとして次官の御答弁を得たいと思ふわけでありまして、

○中川(後)政府委員 御指摘のように特許制度は新規な發明をしたものに対して、一定期間独占權を与える、そしてその發明を広く公表して、日本

の産業の発展に寄与するということが目的でございます。そういう観点からいろいろな面で特許行政に對しましてはその目的に沿つていないんじゃない

と、

か、こういう非難がしばしば繰り返されておられます。御指摘の通りでございます。そこで年々特許に對します審査、審議の要求が累増しておりますので、政府といたしましては予算をできるだけ多くもらつて、そうして人員をふやして審議の促進をはかりたい、こういうので年々わずかずつてござい

説明を聞いたのでありますが、これはどなたでもけつこうであります。ごまかいことに入りますが、三十四年度の予算は三十三年度に比較いたしましたので、私の計算では六十万円ほど減つておると思つておりますが、これは今次官の説明されたようにふえておるの

次に入ります。この特許法関係の法案が大正十年のときにも大幅に改正をされて、いわゆる現行法ができたのであります。その際に新しい法律が施行されて審査、審判の事務が非常に混乱して、そのために三年間ほど特許行政の事務が停滞しておつたというこ

十二年度におきましての約百名というふうに、最近着々増員を續けて参つた次第でございますが、来年度以降につきましては一そう大幅に人員の増加を期待し、かついろいろ資料の充実、整備につきましたも、万全を期して参りたいと思つておる次第でございます

大阪あるいは名古屋、九州というふうな地方まで出かけて、通産局等が中心になりまして、新しい法案要綱についての説明会も、幾たびか開催してきたような次第でございます。仰せのようPRはわれわれとしましては、及ばずながらできるだけの努力を續けて参つたつもりでございます。なお最もこれに關係の深い産業界ないし弁理士会方面に對する連絡につきましては、幾たびか変遷の過程をとつて参りましたので、各段階における法案

御承知の通りでございます。本年は特許にこの問題につきまして特許法の改正案を出しますことを予定しておりましたので、かなり大幅の予算要求をいたしましたので、御案内の通り諸般の情勢に拘束されて思つておるには行かなかつたのでござい

○井上政府委員 三十三年度の歳出予算は四億四千五百五十七万八千円でございますが、三十四年度の歳出予算は四億四千四百九十七万七千円ということで、合計におきましては減つて

○板川委員 この特許法の関係十法案が議會に提出されましたときに、ジュリストなんかにもありますが、特許方面の關係者は、どうもこの法案が突如として出された——もちろんこれは六年間審議會をもつてやつて参りましたことではありますから、それが突如

○板川委員 今次官が本年度は人員も若干ふやし、しかも予算もそれに見合つて増加しておる、こういうふう

○井上政府委員 御指摘のように今回もできれば弁理士法の改正も間に合えばよいというつもりで、一応準備、研究はやりましたわけでございますが、最近数年間におきまして弁理士法あるいは税理士法あるいは公認会計士法等、同種あるいは類似の法律が全面的な改正を見ることに相なりまして、法の形式におきましても近代的になった次第でございますし、また内容も整備されて参りました。そういう関係法律との均衡等から申しましても、弁理士法を改正する場合は必ずこの際全面改正でなければならぬというふうにわれわれとしては考える次第でございます。今日の弁理士法はたゞいま申されました通り法文の形態もきわめて古く、また内容につきましても最近における工業所有権制度に対する諸般の情勢に即応できないようなところもある次第でございます。同時に弁理士は申すまでもなく工業所有権という国民の重要な権利の得喪変更と直接携わる業務に関する制度でございますので、この弁理士法の改正につきましては関係各方面の意見等も広く聴取しまして、十分慎重に検討する必要があるかと考えておりますが、いろいろな準備の都合上、どうしても弁理士法全面改正につきましても成案を得ることが、今日までではできなかった次第でございますので、今回は特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案中に、最小限度必要な弁理士法の改正を同時に盛り込んだ次第でございます。今申しましたような意味での弁理士法の全面改正につきましては、今後できるだけ研究を続けまして、なるべく早く成案を得るようになりたい、かように考えております。

○板川委員 そのうしますと弁理士法の大幅な全面的な改訂というのは、近い機会に提案をしたい、こういうふうな承知してよろしいですか。

○井上政府委員 なるべくすみやかに成案を得ることに、われわれといたしましては努力をしたいと思っております。

○板川委員 それでは次に参ります。昨年の秋リスボンにおいて、万国工業所有権保護同盟の会議がありまして、パリ条約の一部改訂が論議されたと伝えられております。そこで論議された中で幾つかあると思うのですが、いわゆるサービス・マークその他が取り上げられておるのに、今度の改正案になぜこのサービス・マークの問題等が取り入れられなかったか、こういう点について一応質問したいと思っております。それからもし今後これも改正するとするならば、いつごろそういう問題を取り上げられるかという点も一つ御答弁願いたいと存じます。

○井上政府委員 昨年十月にリスボンで開催になりました工業所有権保護同盟の条約改正会議におきましての最も重要な成果の一つは、サービス・マークに関しましての新しい規定が条約に挿入になった点でございます。ただいま御指摘のようにサービス・マークという問題は、最近特に世界を通じて商品と相並んで、サービス・マークの保護の必要性というものが、非常に広く関心を持たれることになって参つた点に、今御指摘の通りでございます。この点につきまして条約改正におきま

しては、各国はサービス・マークを保護することを約束する、しかしこれについて登録制度を設けることは必ずしも要しないという趣旨の規定が新たに条約中に入ったわけでございます。今日のわが国の法制としましては、サービス・マークの法的保護に関する規定がないかと申しますとそうではなくて、ある程度はございます。すなわち商法中におきます商号に関する規定とか、不正競争防止法という規定、そういうものによりましてサービス・マークの法的保護というものはある程度満たされております。しかしながらこの制度について、もつとはつきりした立法化の必要があるかどうかという点につきましては、これは確かに今後研究を要する問題であるかと考えております。言いかえますならば、現行法制としましては最小限度条約上の義務は果すことができるというものが、今日の状況でございますけれども、今後われわれといたしましては、産業界、経済界のサービス・マークに対する関心の度合い、あるいはサービス・マークに関する法的保護の現実的需要、そういう要請をも十分考慮しまして、もしこれについて一そう強い、一そうはつきりした法制を設ける必要があるというふうな情勢になりました場合には、今申しましたように商標法、商法あるいは不正競争防止法、そういうものも全体を通じて、どのようになりサービス・マークの立法化について考えていくか、こういう問題について今後至急研究を進めて参りたいと存じておる次第でございます。いつごろその成案を得るかという御質問でござ

います。この点につきましては、ただいまの段階では必ずしも明確な時期を申し上げることはできないわけでございますが、これは法律ばかりが先ばしりましていかかかと存じます。その中で、産業界、経済界のサービス・マーク制度に対する関心ないしは要請というものを十分見きわめつつ、その必要に応じた立法化を考えたい、こういうふうな思っております。次第でございます。

○板川委員 サービス・マークについては、似たような規定で商法の二十四条で商号の規定があるからといってサービス・マークについては、そうあわてることもないというふうにも理解できるわけでございますが、たとえばバスの車体なんかはサービス・マークの範疇に概念として入るのじやないか。たとえばある車がサービス・マークの色と類似なものを持つてきて、特に遊覧バスなんかはそうですが、あれも同じ会社のバスだ、こういうふうな類似な車体を作る、ボディの色を塗るといふこともあり得るのであります。こういう点はやはりすみやかにサービス・マークという概念をはつきりさせて、そうしてある程度混濁しないようなことをやる必要もあるだろう、こう思っております。そういうふうなサービス・マークが一日も早く取り上げられて論議をし、取り上げられて法制化されることを私は望んでおるわけでありませう。

次に法律改正の基本的なあり方という点についてお伺いしたいのでありますが、今回の工業所有権関係法案の改正は四十年ぶりの、しかも大改正であります。まあ、きたなくなつたから大掃除をするというふうなのももれませんが、これを裏返せば、今まで十分であつた法案のままで長年実施をしてきた、こういうことも言ひ得ると思ふのであります。昔、十七、八世紀の時代には、大きい発明というのは一世に一回というくらいだそうでありませう。産業革命なんかそうです。ところが最近は大きな発明が十年間に一べんたり、さらに最近是一年に一べんというふうな、科学技術の発明というものが非常にスピードを持つて参つたと思ふのであります。従つて、この科学技術の発明者の権利を守るというふうな意味の法案ですが、これはやはり時代の発展のテンポに合わせていく必要があるんじゃないか。従つて、悪ければある程度時期を見て、すぐ直すべきじゃないか。三十年も四十年も待つて、そして五年も六年も委員会に諮つて成案を得て、しかもその委員会の答申に基いて二年間もかかって膨大な改正法案を作るといふような法の改正のあり方というのは、私はそれではかえつて産業の発展を阻害する結果になる、こう思ふのであります。今後はそうあつてはならない。やはり時代の発展に応じてそのつど改正していくべきだ、こういう考え方を私は持つておられますが、長官の考えはいかがですか。

○井上政府委員 現行法はたゞいま御指摘のように大正十年でございますが、その後昭和十五年ころでございます。その後昭和十五年ころでございます。国会に提出する運びになつた時期があつたようでありませう。ついに法律改正を見ることなく今日まで経過した次第であります。私、結論としまして

るだけ悪い切つて公告もし、そうして外部の協力によつて公衆審査によりまして、問題の解決の推進を今後も十分はかつて参りたいというふうに思つておる次第でございます。今の板川委員の御意見の点につきましての従来の特許庁の研究の結果は、ただいま申しましたようなことではございますが、今後ともなお十分御意見の方法については研究を進めて参りたい、かように考へております。

○板川委員 資料によりますと、三十一年度の未処理の件数として、特許関係が八万六千八百件、実用新案関係が十二万五千九百九十件、意匠登録関係が三万一千二百七十七件、商標関係が三万一千六百九十九件、合計で二十五万七千六百九十九件、こういうふうに非常な未処理の件数がございまして、この未処理だけを現在の人数でやるとすれば何年かかるでしょうか。ちよつと私の計算では、特許関係が二・七年、実用新案が二・二年、意匠と商標が大体一年ということになっておりますが、こういうような計算でよろしいのですか。

○井上政府委員 大体板川委員の申されたところに近いかと存じますが、今おあげになりました数字は三十三年末の未処理の件数でございますけれども、別の計算法といたしまして、かりに三十三年の特許の処理件数、これは一年間の処理の実績でございますが、これが特許は二万九千八百七十七件、実用新案が五万六千九百九十九件、合計いたしますと八万五千九百九十六件ということになりますので、この三十三年の処理件数でもつて未処理件数を割りまして二年、特許、実用新案を通じまして二年

四カ月ということにならうかと存じます。意匠、商標につきましても、今申しましたのと同じ筆法で参りますと、意匠につきましても今の未処理件数が大体一年分、それから商標が十カ月分ということにならうかと思ひます。

○板川委員 いろいろ非常に未処理が累増してきた原因は、先ほど申し上げましたように、そして長官も言われましたが、先願主義をとつておる、そうして先願の中にたとへば外国からの出願がある、そうすると、それが書類の不備あるいは手続上の時間がかかるといふふうなことで、外国のやつがはさまると、そのあとから同じ日に出願をしたものは、結局先願主義でございまして、外国の出願者の問題が解決しないうちは、日本のやつもそのあとで倉庫に眠つておる、こういう状態なのであります。

○井上政府委員 そういふ状態になるわけでございます。○板川委員 そうしますと、国内で日本人が出す場合ですね、これは同じでもいいのですが、外国の場合は、確かに日本の事情を知らなかつたり、翻訳に手数がかかつたり、表現が不十分であつたり、こういうことで時間がかかると思ふ。そうすると、非常に事務が停滞する原因は、これはやはり外国の出願が非常にじやましておるといふ格好になる。じやましておるといふ格好になるのですが、それに対する対策というのが十分でないということになるわけでありまして、ですから、そういうためには、たとえば外国関係の出願に対する専門の取扱者といひますか、あるいはたとへば翻訳等について特別な補助要員をつけるとか、そう

いうふうなことで、停滞ぎみな外国人の出願関係をスムーズに運ぶような対策をまず打つべきぢやないかと思ふのです。そうするとあとも自然にそれにくつついて先に進むわけでありまして、どうしてか一番おそいやつを早く解決するといふ重点主義をとるべきだと思ふのですが、こういう点について対策をとつておられるのですか。

○井上政府委員 外国人出願が多い部門が特に停滞状況が顕著である、そういう点から申しまして、外国人出願といふものが審査の促進を停滞させておるといふ原因になつておることには、明らかでございます。しかしながら、外国人出願と申しまして、各技術の分野々にきわめて広く配分されるわけでございますので、有機合成並びに無機合成化学、電子工学関係といふことになりまして、外国人出願のみを扱う審査官といふものを別に設けて、外国人出願のみをそこで担当させるというふうなことは、なかなか技術の内容の判断、新規性の有無の判断といふことになりまして、やはりおのおの細分化されておられます技術の担当官が、これを見るほかにないわけでございます。なお、翻訳のまじり点について、何かこれを改善する方法はないかという御指摘でございますが、日本の特許庁に對します出願としましては、日本文で出して参りましたものが正式の願書でございますので、その正式の願書の特許庁の關係官がみずから文章を直すというわけには参らないわけでございます。これはどうしてか、読んで不明なところ、あるいは明らかに間違ひであろうと思はれるような点は、そのつどやはり出願人に対し

まして、補充ないしは訂正を命ずるといふことをやらざるを得ないわけでありまして。なお、大ざつぱりに申しますと、われわれが審査官の事務処理計画を作り出す場合に、外国人出願一件について日本人出願は二件に相当するといふくらい、大体そういうふうな換算率でもつてやつて参つておるわけでございます。そういうふうな点からも、概していへば外国人出願が量的にもまた内容について申しまして、非常に大きくかつむずかしいということが御理解願えようかと思ひます。

○板川委員 参議院で附帯決議の第一の面期的な方途を講ずる、こういう点を実は聞いたのであります。長官の説明ではどうも面期的な方途といふのはないやうであります。着々と地道ですが一生懸命やるほかはない、こういうふうなお話であります。そうしますとこの附帯決議に對して、どうも私は忠実でないやうに思ふのであります。面期的方途ですか、今までのなかつた方法を一考案されること、これは冗談であります。特許庁ですか、ないないと言つておられるのではなく、その辺の新しい手段を考案されて、一つ面期的な方途を發明してもらいたい、こう思ふのです。どうもそうでないといつまでたつても、二年半近い未処理が進まないと思ふのであります。その点を強く要望いたしたいと存じます。

次に附帯決議の二で、「審査官、審判官の増員を行い、併せてその待遇を速やかに改善し、有能なる人材の確保に遺憾なきを期すること」こういうことが決議されておりますが、これは何項目かあるやうに思ふのですが、これに

對して具体的にどういふことを考へていられるか、やろうとするか、その点を明らかにしていただきたいと存じます。

○井上政府委員 第一項に關連しまして、先ほど今後の計画を申しますことを省いたのでございますが、今御質問の第二項の審査官、審判官の増員の問題につきましては、われわれが現在持つておられますところの審査、審判の処理計画といふものを一応申し上げなければならぬかと存じます。われわれとしましては、三十四年度に始まる今後の八カ年計画といふものを、審査、審判について一応立案をいたしております。今日の技術家の採用の實際問題といたしまして、一挙に多数の人間をとるといふことはむずかしいわけでございますので、また一挙に一挙に大勢の者を採用いたしまして、この教育といふことも必ずしも円滑には参りませんので、われわれとしましては年次別計画を作成しまして、今後数年間に約三百七十五名程度の増員はどうしても確保したい、かように考へておるわけでございます。具体的に申しますれば、これはただいま特許庁として持つておられます計画でございますが、三十四年度は先ほど政務次官から申し上げましたように、二十名の増員でございますが、三十五年におきまして八十名、三十六年度は七十名、三十七年度も七十名、三十八年度四十名といふふうな増員を考へておる次第でございます。今申しましたのは審査官プロパーでございますが、このほかに審判官としまして十五名、あるいはその他の書記、これはどうしてか審査、審判を通じて相当数が必要でござ

います。そういうような補助職員等も全部含めまして、三百七十五名の増員計画を作っている次第でございますが、来年度以降この計画の達成につきまして、われわれとしてはできるだけその努力をいたしたいと考えております。それから次に待遇の改善の問題でございます。これはいろいろな内容があるわけですが、特許庁としては、いかんともないが、特許庁として、人事院その他とも交渉いたしまして、今後待遇の改善についてできるだけ努力をする考えでございます。

有能な人材の確保という点につきましては、最近の公務員の給与ベースというものを申しまして、民間と比べて不利でございます。有能な人材を十分確保することが困難であるという事情がございます。これは、板川委員も重々御承知の通りでございますが、われわれとしては、今日の国家公務員制度として、きめられている諸条件の範囲内において、できるだけこういつた点につきまして努力をいたしたいと考えております。

なお今日の特許庁における審査官、審判官の待遇の現在の状況としましては、通産本省あるいはそのほかの関係省と比べて決して劣っているものではない、かように考えておるわけでございますが、先刻も申しましたように、最近数年間に新人を多数増員して参りましたし、また今後も毎年多数の者の増員を続けて参りますと、いわゆる人事院で定められますところの級別定数と申しますか、そういう点につきましては人事の運用上非常に困難を感じる場合が生じて参りますので、そういうような面での待遇の改善がうまく参ら

ない点につきましては、先ほど申しましたように人事院当局とも今後できるだけ交渉しまして、待遇の問題について万遺憾なきを期したいと考えておる次第でございます。

○板川委員 審査官、審判官の増員を進行計画として、資料によりまして特許庁整備七カ年計画というものを発表され、三十四年から四十一年までの七年度で三百七十五名を増員して、そしてこれは四〇％ほどの人員増となりまして、最後の年度の四十一年度では未処理の残が三十四年度は特許、実用新案二・八分年に対して、四十一年度になれば一・二年くらいにする。あるいは意匠、商標等は一年分あるいは一年半分あつたものを〇・三年くらいにする計画である、こういう計画も拝見しておるのであります。まずこの中で本年度分として二十名の増員でありまして、これは審査官を二十名増員するといふのであります。実際の審査を担当する審査官あるいは審査補助官あるいは審判官、こういうようなところでは二十人のうち幾人くらいいふえるのですか。

「中村(幸) 委員長代理退席、委員長着席」
○井上政府委員 二十名の内訳は、この計画にございまして通り特許、実用新案関係十二名、意匠関係八名でございますが、新規採用者はどうしても若い者になりますので、さしあつた審査官の補助者として採用する考えでございます。

これじゃ大して人員増強にはならぬと考えるわけですか。ところで特許庁に技術懇話会という団体がありまして、ここで特許庁審査審判事務促進正常化七カ年計画というものを発表され、私もその資料をいただいておりますのであります。これによりまして、とにかく七カ年後には、特許の出願をしたら少くとも半年くらいで、それをイエスノーかきめる、こういう態勢にすべきだということが主張されておる。そのためには人員も現在の倍ふやさなくてはならない、こういうことも言われておるのであります。もちろん人員が倍になつても特許庁が赤字を出すという事はないと思つておる。この計画と特許庁の計画の三百七十五名の増員というのにはあまり差があるのではありませんが、どうもこの特許庁の要求というのには、御承知のように庁舎自体が官庁の中でも一番ひどい状態で、そういう点ではどうも腹が強い状態ではない感じがするのであります。が、実際は三百七十五名でなくともつとふやさないと、特許、実用新案を四十一年度で未処理の分を一・二年分にするといふことは不可能じゃないですか。これをどうお考えですか。どうも私はこの資料を見ても、特実の出願件数は三十三年の件数の横ばいである、こういうふうにしておられますが、この件数を過小に見積つて三百七十五名というふうな形を出しておると思つておられます。実際私は今までの実績からいつても、これは過小の評価ではないかと思つておる。私の計算によると、過去七カ年の特許、実用新案の伸び具合というのは、二十六年を基点として三十三年度は一・五倍になつておるので

す。ですから三十四年度以降七カ年についても、三十三年度を基点とすれば、その一・四倍ないし三倍には伸びるはずだと思つておられます。これを三十三年度と同じように件数を見積つて、それで最終の未処理件数を割つて一・二年分というふうに出しておる。どうも無理な感じがしまして、この点からいうと私は懇話会の関係者の資料の方が正鵠を得ておるといふ感じを持っておりますが、この点について長官はどうお考えですか。

○井上政府委員 技術懇話会と申しますのは、特許庁の中におきます技術関係の職員の団体でございますが、特許庁としまして正式に作りまして数字と技術懇話会の数字の間に計画上食い違ひがある、その点についての御質問でございます。われわれとしましては計画を作ります以上、できるだけ達成可能なと申しますか、実現可能な案を作ることが必要でございます。希望ない理想を迫るのあまり、あまり現実から遊離した計画を作りますことは、実際上人員の採用の見通しもつきませぬ、また数ばかりふえても教育研修が徹底しないといふような点も実はあるわけでございます。そういういろいろな諸般の事情を総合的に勘案しまして、特許庁としまして提出しました資料は、関係の技術関係の部長、技術関係の課長も含めましての幹部として練つた、検討しました結果の計画であるといふことを御承知願いたいと思つておるわけでございます。なお計画の目標について、四十一年度において、特許、実用新案の処理が一年二カ月というの、まだ長くはないかという御質問でございますが、これは一応こつともかと存じます

けれども、実は工業所有権保護同盟条約におきまして、優先権主張制度というのがございます。それで同盟国の国民はある一國に出願しまして後、一年以内に第二國、第三國へ出願した場合に、最初の第一國に出願した日にその他の國においても出願したものと扱ひ、そういう約束、優先権主張という制度があるわけでございます。ですから審査期間が短縮されました、出願後一年以内に権利が確定したとしまして、その一年以内に同じ技術のアイデアにつきまして、外国人から出願がございました場合には、一年週及いたしました、その外国人出願の方でも、優先権主張の結果、一年週及するといふ関係上、これが逆に先願となりまして、一たん設定された権利がくつがえされるというふうな事態が生じ得るわけでございます。そうなりましては、特許権というふうな重要な権利につきまして、かえつて混乱を生ずるといふふうなわれわれとしては考へる次第でございます。そういう一年間の週及効力が認められておる優先権主張という制度をも考慮しまして、外国におきまして、出願の審査につきましての処理計画を作ります場合には、やはり一年とか一年二カ月というところを大体目標にしておる実情でございますので、その点を御了承願いたいと存じます。

それから件数の見通しについて最近の出願の上昇のカーブから考えても、三十四年度以降の出願件数は横ばいである。特許、実用新案については横ばいしておるのは適當ではないという御指摘、これも非常にこつともな御意見

○板川委員 私が調査した範囲では審査官が三名、審査補助官が二名しかふえていない。あとはほかへいつてしまふよりであります。実際

であると存じますが、内容について申しますれば、意匠につきましては、最近の増加傾向がインダストリアル・デザインという考え方の浸透、あるいは産業界におきまされての意匠の重要性がますます大きくなって参りましたので、意匠出願につきましては、最近の増加という実勢を考慮しまして、今後の計画にも意匠についてはある程度年々増加していくという趣旨を前提として計画を作り直した方が、特許、実用新案について、一応三十四年以降は横ばいという前提を採用しました理由は次の通りでございます。すなわち日本の今の出願は、特許、実用新案につきましては、世界第一でございます。事実米、英、法等を抜いているわけでございます。出願件数が多いという趣旨は、まことに好ましい現象ではございませぬけれども、その内容、質的にこれを考えますと、必ずしも世界第一の出願であるという趣旨は言いがたいかと存じます。今日大体特許、実用新案等につきましては、出願中権利になりませんが三五%でございます。米、英等におきまして六〇%という合格率と比べますと非常に低いわけでございます。言いかえすれば六五%が拒絶になっており、その六五%の大部分というものが、かつての特許方法にもすでに同じアイデアがあるという理由によるわけでございます。そういうふうな状況でございますので、今日のこの出願の件数中には、かなり質的に程度の低いものもある、あるいは従来すでにあったものとダブつたものが非常に多いという実情から申しまして、われわれとしては今後いろいろな方法を講じまして、出願の質的向上に努力をいた

したいと思っております。そういう意味で、言いかえればいつ、どこに、どんな発明がもうすでにあったかという出願の特許公報の普及によりまして、出願認可は発明者側におきまして、もつとよく調べてもらい、そういう事態に今後改善指導していきたく思っております。そうなりますればむしろ出願の質がよくなって、かえつてその件数の増加しない、そういうことが期待できるわけでございます。そういう趣旨が第一でございます。

もう一つは、先ほど板川委員から御指摘になりました今度の制度の改正によりまして、従来一発明一出願主義という原則を非常に強く貫いて参りましたが、今度多項性の採用というわけですが、複数の発明を一出願で扱う、そういう道を新たに開いたわけでございます。この点につきましては五項目、六項目に従来多くの出願にわたつておりましたものが、今度一本の出願にまとめられる、そういうケースも相当今後には生じてこようかと思つて次第でございます。

それから第三番目の理由といたしまして、先ほど御指摘になりましたように、実用新案制度を、従来対象を型としたのから、今度は考案ということに切りかえるわけでございます。この実用新案制度の改正によりまして、従来は防衛目的の必要上、実用新案につきましても不当に多過ぎる出願があつたという点が相当おつたのではないかとわれわれは考へておつた次第でございます。今後制度切りかえによりまして、自分として積極的に権利を取るつもりはないが、第三者が権利を早く取つてしまふと困るといふ意味で、防衛、防護の目的だけからすると、今度の制度改正によりまして相当減少するということも期待してよいのではないかと、かようないろいろな点を勘案しました結果、今後のことでございます。出願件数がどうなつて参りますか、もちろん正確には見通しがつかないわけでございますが、今申しましたような理由で、一応三十五年以降は三十四年度の横ばいという前提に立つて計画を作り直したような次第でございます。

○板川委員 今長官の説明の中で、米國では出願件数に対して六五%が権利の設定があるようであり、日本は逆で三五%しかない、六五%は却下されたり、拒絶されたり、あるいは取り消したりして居る、こういうことであります。それでどうも日本では乱願が多いのじゃないかというふうにも私理解したのですが、私もこの法案を担当して、一体過去に幾ら日本は出願件数に対して権利の設定ができたか、七十八年間の総計を出してみたら特許と実用新案で三割になつて居るのです。そうしますと最近三五%はやや質がよくなつたのでありますね。だからそれだけ国民性や歴史もあるでしょうから、私は乱願といつて、国民が料金が安いから出して居るわけでもない権利が守れる、こういうことでやたらに出しているのだといふ非難はどうか当らないように考へて居るわけでありませぬ。ちよつと思ひ出しましたから申し上げたのですが、話に戻りまして、三十三年度に審査官、審判官を採用するとき特許庁では三十一名が技術者を採用

予定して居る、ところがいざ採用の段になつて、四月一日採用の日に参りましたら三十一名も予約内定しておつた者がわずか一名しか来ない、こういうことを実はちよつと聞いたのであります。昨年その他でやめられる方もあつたと思ひますから、実際新規採用は三十名か四十名か知りませんが、二十名以上だつたらと思つたのですが、これは内定者が時期が来たならば特許庁に採用に來なかつた、そういう御心配はありませぬか。

○井上政府委員 今度は、二十名の予定は、まだフルにはとつておりませんが、大体予定の数に近い人員の採用は可能な見込みでございます。

○板川委員 次に移りますが、待遇改善をすみやかにすることを決議されておられます、これについては高橋大臣、あるいは大蔵大臣、行政管理局長官の山口國務大臣等も参議院における審議に出席をいたしておられますが、この待遇をすみやかに改善するという方法は、どういふふうにお考えなんでしょうか。どういふ待遇改善をしようとするか。それから待遇改善をしない、なかなか有能な人材というものは確保ができませんと思つたのですが、それは大蔵省あるいは人事院ということもありませんけれども、何といつても待遇を改善し有能な人材を確保しようといふには、その主務官庁である特許庁が一番熱心にならなければ、なかなか確保できない。人事院にお義理に働きかけた、こういうだけでは確保が困難だと思つたのです。どうしてもこれは首脳部が熱心に熱を持って待遇改善をやつて人材確保に努力しなければでき

ないと思つたのですが、どういふお考えでありますか、この点をお伺いいたします。

○井上政府委員 国家公務員の一環としての特許庁の審査官、審判官の待遇の改善ということになりますので、もちろん特許庁だけではできない事柄でございますけれども、御意見の事柄でございまして、御意見の事柄でございまして、真剣にかつ強力に、人事院、大蔵省当局その他も十分交渉してみたい、かように考へております。

○板川委員 待遇の中にあつたと思つたのですが、二年間特許庁において高等官待遇を受けた者は無試験で弁理士の資格が得られるという規定があるのであります。特許庁のそういう事務をやつた方に、そういう資格を与えるということも一つの待遇改善であらうと思つたのですが、この弁理士法の改正をする場合に、そういう問題は、どういふふうにお考えでありますか。

○井上政府委員 弁理士法第三条第三号にたゞいま御指摘のよう項目が残つて居るわけでございます。すけれども、これは昭和二十五年五月に古い高等官制度が二級官制度に変わつて、その高等官制度が廃止になつたわけでございます。ですからこの規定をどうするかという趣旨は、そのとき以来実は問題になつて居るわけでございます。現状としましては、もちろん高等官といふものは申せませんが、この条項になつて居るわけでございます。こういうふうな問題が特許庁の審査官、審判官の待遇という上に非常に重大な關係を持つて居るという点については、私も全く同感でございます。この点につき

第一類第九号 商工委員會議録第三十四号 昭和三十四年三月二十四日

ましては今後の弁理士法改正の場合に、できるだけ特許庁の審査官、審判官の利益が確保できますように十分考慮したいと思っております。

○田中(武)委員 板川委員の質問に關連いたしました。二、三お伺いいたします。

まず今の高等官ということなんです。今の長官の御答弁のように、高等官という官職はすでになくなった、今日死文にひたしいことになっているわけです。今特許法その他工業所有権に關する法律十法案を出しているときに、それに最も關係の深い弁理士法、その中にそういった戦争以前の姿が残っており、それをなぜ一緒に改正しようとしたのか。

○井上政府委員 先ほど申しましたように、弁理士法と同種の法律、すなわち弁護士法及び税理士法、公認会計士法、そういうような同様の性質の法律が、最近若干改正を見て参つた次第でございます。弁理士法が形式も内容も古い形のまま今続いておることは、まことに適當でないわけでございます。この点につきましては、われわれもなるべくすみやかに弁理士法の改正につきますように成案を得るよう、今後努力するつもりでございます。弁理士法の改正の問題としましては、この部分だけ取り上げて一部改正としてこの際考えるというよりは、ただいま申しましたような關係からいって、非常にむずかしいわけでございます。どうして同種の法律との平仄の關係、均衡の關係、そういう点も考へつつ、弁理士法の全面改正の一環としてこの制度について、今後研究を加へたいと思つております。最近

の同種の法律の傾向としましては、資格の特例というふうな問題はだんだん厳格化する方向にございます。また試験制度という点につきましても、やはりそういう同種の法律との均衡を考慮しながら改正を考へる必要があるわけでございます。そういうふうな事情でわれわれとしましては部内の要望もあり、第三條の問題につきましても、けでも、できれば切り離して改正をいたしたいというところは、ずいぶん考へたわけでございますけれども、今申しましたような事情で弁理士法の全面改正をすみやかに、その機会にこの問題もあわせて解決するということにならざるを得なくなつた、そういう状況でございます。

○田中(武)委員 私の質問に対しての答弁は簡単で結構です。おっしゃる通りに公認会計士法あるいは弁護士法、こういうのと弁理士法は、すなわち職務称号を与えるという点においては同一のものであります。しかし現に今工業所有権の關係法を大幅に一度に改正しようとして十の法案を出しておられるわけですが、それならそれが最も關係の深い弁理士法、それがそういうちよつと見ただけでも時代錯誤的な規定がある、それをなぜ一緒に検討せられなかつたか。そういう点から考へても、新しい発明とか考案を審査する特許庁の頭がどうも古過ぎる、そういう考へを持たざるを得ません。私はあらためて質問しますから、そのときにまた申し上げたいと思つております。

もう一つ板川委員の審査官、審判官の資格その他についての質問に對して關連して伺いますが、まず審判官とか審査官、こういう人たちは上司のすな

わち長官あるいは部長等の命令を受け職務を執行するのかどうか、その点をお伺いします。

○井上政府委員 審判官につきましても、審判は合議体によつてこれを行うというのが法文上明記になっておるわけでございます。審査官をして審査をやらせるということが規定されておるわけでございます。上司の命を受けてやるかどうかという点につきましては、審査官と審査官につきましても、この間おのすから性質、程度の違いがあるかどうかと思つております。

○田中(武)委員 程度の違いはあるかどうか、そういうこととせよなしに、いわゆる独立して審査、審判を行うの命令によつて行つたかどうか、いわゆる許可、不許可の決定の場合に独立して職務を行つたかどうか、この点です。

○井上政府委員 審判官については独立してこれを行つたということがはつきり申せようかと思つております。それから審査官につきましてもある程度職務の独立性は認められておるということが申せようかと思つております。

○田中(武)委員 審判官は独立して職務を行つた、そして審査官の職務を遂行するに當つてちよつと裁判所における裁判官に対する除外と同じように審査官の除外をすることができ、こういうことにもなつておる、また審査官の審判に基いて与えられた工業所有権は絶対的な一つの権利として付与せられる、こういう点を考へた場合に、これはむしろ行政官というより司法官に近い職務執行であり、その内容である、こう考へますかどうでしょう。

○井上政府委員 審判官につきましても司法官に近いということが申せようかと思つております。審査官につきましても、審査官と同一に律することはできないかと思つております。

○田中(武)委員 審判官にだけ、それではしほつて申し上げましょう。おっしゃつたように司法官と同じように、それに準ずる仕事をしている、こういうことは長官もお認めになつたと思つております。それで司法官に對して憲法その他裁判所法等によつてその資格あるいは身分の獨立ということが法律上行われております。ところがこれは参議院の方で若干の修正がありまして、このたび政令で定めるといふ程度のことでは修正になつた。だがしかし、原案提出の際には、この審判官について何らの規定が盛り込まれていなかったのは何ゆゑか。

○井上政府委員 審査官、審判官を通じての地位の保障、資格に關しましては、法律上何らかの条項を設けるというところを、われわれとしては考へていたわけでございますが、法文の作成の過程におきまして、いろいろ關係各省間で見解の一致を見ることができなかつた次第でございます。そういう事情で法文上明文を設けることができなかった次第でございます。参議院の修正によりまして、審査官、審判官の資格に關して政令でこれを定めるという条項が加はることになりましたことは、非常につつたこととわれわれとしては考へております。

○田中(武)委員 長官がおっしゃる通りに、審査官の職務の内容及びその執行に當りましては司法官に準ずるといふか、むしろ行政官より司法官に近い

仕事をしている。これはお認めになつた事実である。先ほどおつしやいましたように、その審判の結果、与えらるる権利は、工業所有権として絶対的な権利を付与せられる、こういう法律的な効果を持つておる。あるいは裁判官と同じように除外に關する規定もある、あるいは秘密の漏洩に關しまして一般行政官よりも重い罰則が課せられる、こういう点から見まして、私は司法官に準ずるふうな立場、任務を持つておるものではないか、司法官にあつてはそういう身分の獨立は法律で定められておる。今のお話では、そういうことを長官は考へておつたのだが、各省間の意見の一致を見なかつたために、こういうこととありまして、意見の一致を見なかつた關係各省間の意見がどういふ關係においてどういふ意見が出たのか、あなたが最初獨立の条文を入れたと考へておつたその原稿をお出し願ひたい。

○井上政府委員 この審査官、審判官についての資格に關する規定を設けるということについては、その実態については關係各省間に別段意見の相違はなかつたのであります。立法技術の点について見解がなかなかまとまらず、そういう事情で一応この法文上条文を設けることができなかったというふうになりました。承願いたします。

なお審査官と審査官は同じく特許庁の職員でございますけれども、この間性質は相当違つたわけでございます。これを同一に律することができないことは、先刻申し上げた通りでございます。

○田中(武)委員 僕は審判官だけにしほつて申し上げた。私は今質問で

すし、あらためて私の質問の時間のと
きに掘り下げてみたいと思います。だ
が今長官も言われたように、最初は
審判官について独立の規定を入れたい
と考えておつた、こういうことですか
ら、どういふような条文を入れようと
考えておられたか、資料としてその文
書を出していただきます。

○井上政府委員 これはただいま申し
ました、現在参議院の修正で入りました
たのと同様な文言でございます。

○田中(武)委員 考えておつたと言つ
て、それを出せと言つたら、参議院で修
正したものと同じだ。それなら政令で
定める、それだけでいい。それじゃ政
令で定めるといふ以上、あなたがその
原案を出される、こういうことである
なら、その政令の内容があらかじめ考
えられておるはずである。その政令の
内容についてお示し願いたい。

○井上政府委員 政令の内容につきま
しては、次会に配付いたしたいと思ひ
ます。

○板川委員 順序として参議院の附帯
決議を、私もうらよつと明らかにした
と思ひます。第三の、「設備、資料、
備品等を充実する」とともに、執務環
境の改善及び執務能率の向上をはかる
こと、「こういうことを決議されてお
るのであります。この中で特に資料
の問題、先ほど長官も言われました、
資料を充実する」ところが大切だとい
うのであります。ところが、この資
料に対して、どのくらい資料費として
計上しておるかという、本年度二千
七百万円ですか、こういう状態であ
ります。しかしこの間私特許庁へ伺
いをして、資料の係の方と話したので
すが、とにかくイギリスのある年代の資

料が不足しておる。その不足した資料
を補充したい。補充したいにも、四千
万円くらいの費用がかかるんだ、こう
いうふうな承わつたのです。じゃ、そ
ういふふうな資料を充実するのと思
うと、その半分ちよつとくらいしか計
上してないといふのはどういふこと
なのか、こう思ふのであります。

それから、この設備、備品は当然で
ありますが、執務環境が、特許庁は外
見はちよつといいらしいのですが、中
に入りますと、終戦直後、二、三年後
の焼けビル程度の内容であります。あ
れでは長く勤務しておると、健康上
もよくないし、仕事の能率も上らな
いと思ふ。件数が多くて非常に仕事
の向上が叫ばれておるときに、執務
環境が悪いといふことは、まことに目
的と逆行しておるのであります。こ
の執務環境の改善を、長官はどうい
ふふうにお考えになつておられるか、こ
の点お尋ねをいたしたい。

○井上政府委員 まず、特許庁としま
しての資料の充実整備の問題につきま
しては、二つの内容がそこにあるかと
思ひます。と申しますのは、資料の取
集、整備といふことが一つ、もう一つ
は、集められました資料をこまかく各
技術の分類別にこれを整理しまして、
これが能率的に審査の用に供せられる
ような状態にこれを整理をする、そ
ういふ問題にならうかと存じます。私
どもとしましては資料の問題を考えま
す場合には、以上の両者を含んでい
るつもりでございます。さういふ御承
願をいたしたいと思います。

ま御指摘の通りでございますが、実は
これをどうして計上してないかとい
う点でございますが、工業所有権保護
同盟条約におきましては、同盟各
国間においては、その資料を相互に交換
することができるといふ建前ございま
して、われわれとしましては、現在二
十数カ国と特許公報等の交換を行な
つておるわけでございます。この英國
からの欠号分につきましては、日本の特
許公報の交換として、向うから無償で
もらえないかといふことで、これまで
いろいろ交渉を続けて参りましたの
で、われわれとしては、できれば無償
でこれ入手することを考えていまし
た關係上、これを予算要求としまし
て、ここに本件が必ずしもこれまで表
面化して参らなかつた、それが事情で
ございませぬ。

それから環境の改善整備についてど
う考えているかという御質問ござい
ますが、この点につきましては、ただ
いまの特許庁の建物は、もつぱら特
許庁用として建てられた建築物でござ
いませぬが、今日通産省全体としま
して非常に狭隘でございますので、今の特
許庁の一部に通産本省の關係各局が同
居してあるありさまでございませぬ。今
後近い将来に、もし通産省用としま
して新たな庁舎に移転するといふよう
な経緯がございました場合は、現在特
許庁の中に同居してあります關係各局
が出ていくといふような事態が期待さ
れるわけでございます。さういふ機会
におきましてわれわれとしましては、今
の中は、まことにきかないとい
う御指摘の通りでございますが、この
点につきましては、ただ改善整備した
いと考えております。

○板川委員 もう一点、最後にお伺
いしたいのですが、今度の改正法の中
で大きく注目されておるのは、出願料
を二倍にするといふことであります。
この出願料等を二倍にしなくちゃなら
ぬという理由はどういふ点であります
か。

○井上政府委員 今度の料金改定の問
題としましては二つの事柄が含まれ
ておるわけでございます。一つは、
ただいま御指摘の出願手数料の引き上
げといふ問題でございます。もう一つ
は、特許料、登録料等の引き上げの問
題でございます。便宜上後者の方から
申しますが、現在、特許料、登録料等
につきましましては、第一年目、二年目、
三年目、四年目といふふうに各年次別
にこの料金がきめられておるわけで
ございませぬが、特許料について申しま
すと、第一年目の特許料が五百円ござ
いませぬ。それから実用新案、意匠等
につきましましては、その第一年目の登録
料が三百円でございます。申すまでも
なく、特許、実用新案、さういふ非常
に強力な独占権としましての料金、言
いかえれば特権料といふものが、年額
五百円、三百円であるといふことは、
今日の経済情勢から申しまして、いか
にもこれは低過ぎるではないかとい
うことは言えようかと存じます。もち
ろ今日今日の経済情勢におきましては、
経済の発展に際しまして、特許権、実
用新案等の経済的価値といふものが、
当然必然的に増大しておるわけでも
ございませぬ。さういふ点を考えま
して、今回二倍、すなわち特許につ
いては一千円、実用新案については六
百円といふふうに二倍にこれを改定し
たといふわけでございませぬ。

なお、出願手数料につきましては、
特許の場合は一千元、実用新案の場合
には六百円、意匠は四百円といふよ
うなことになるわけでございます。こ
の点につきましても、独占権と
しましての特許権、実用新案等を与
えるかいかの前提としましての國の
審査を要求する、その要求手数料とい
たしまして千円、六百円とかいふもの
は、今日の経済情勢としまして、これ
も決して高いとは申せないのでござ
いませぬ。まあさういふような点を考
へましてわれわれとしましては、むしろ
今日これを二倍程度に引き上げるとい
ふことが適當ではないかと考えており
ますが、もちろん同時に、これと並行
いたしまして特許庁としては、特別会計
ではございませぬけれども、料金改定
によりまして相当収入増加があるわけ
でございますので、この点につきま
しては大蔵省方面とも今後十分折衝
して、さういふ増収の機会に特許行政
の人的、物的両面の強化といふ方向
に、これが投入になることを期待し、
かつさういふ方向に努力をいたして参
りたい、かように考えております。

○板川委員 まあ特許なり実用新案な
りが、権利の設定ができれば、これ
はもちろん安いものであらうと思
ふのです。あるいはそれによつて権利が
確保されるといふことなら安いもので
あらうと思ひますが、六五割は先ほど
言いましたように設定できない状態に
なつておるわけですから、従つてその
料金が急に二倍になるといふのは、や
はりさういふ意味からいへば痛いとい
ふ声も私は当然だらうと思ふ。ただそ
の關係者、國民として、二倍になつて
もいい、その金がほんとうに國民への

○井上政府委員 外国におきまする出願から権利設定、処理に要する期間がどれくらいになっているかという御質問でございますが、最近の新しい資料を残念ながらわれわれ持ち合せておりませんが、今から二、三年前でございますが、そのときにはアメリカにおきましても非常に長期な、三年とか三年半とか四年とかいうふうに、出願から処理までに非常な時間を要していたわけでございます。これはもちろん各国において制度の違い、その他程度の違いはございますけれども、これは終戦後今日までに技術の発展に伴う出願件数の増加に對しまして、各国特許局を通じて人員の増加がこれに並行して伴わなかつた、その結果、各国特許局が審査の長期化ということに悩んでいたわけでございます。そういうような事態に直面しまして、米國では先年審査促進計画というものを作りまして、人員の大幅な増加を行い、そしてその後着々と事態の改善に努めて、今日に來ておるような次第でございます。これは言いかえれば一兩年前までは、各國とも大体日本と同様な悩みを持つていた、そういう苦しい状況にあったが、計画の樹立、そして実行によりまして、最近着々改善を見つづけているということでございます。が、去年十月にリスボンで条約改正會議がございまして、各國の特許局の関係者が会合しました機会に、私としましてはそういうことを二、三聞いてみたわけでございますが、われわれとしましては、今日の状況は、もちろんこれは大いに改善を要するものとは考えておりますけれども、都門によりましては、各國と比べて日本の方がはるかに悪いとい

ことでもないかと存じます。問題はむしろ今後の計画の確定と今後の実行力のいかにによりまして、各國の改善の状況が變つてこようかと存じます。

○田中(武)委員 次の議事との間に時間的な余裕があるそうですから、つなぎの質問をいたします。私の本番はあためて行いますから、これをもつて私の質問が終るといふことではないといふことをあらかじめ申し上げておきます。

まず最初にお伺いしたいのですが、今回の工業所有権關係の十法案の改正提出の動機といたしまして、それは工業所有権制度改正審議会の答申によつて云々、こういうことでございまして、そこでまずお伺いしたいことは、この審議会のメンバーを一つ明らかにしたい。独占禁止法の改正に當りまして、独占禁止法の見たとおきに、すでに出される結論がわかつておるような友の会といつたような顔ぶればかりを審議会のメンバーとして任命をして、その答申によつて、こういうこととす。何々の改正とか制度改正といふようなことで審議會を作られる、そのメンバーを見たときに、すでにその結論がわかるような顔ぶればかりであるというならば、政府あるいは官僚の考え方に反對しないような人ばかりを選ぶというのが今までの行き方である。たとえば社会保険制度の審議會を見ても、売春対策審議會を見ても、出されてくる結論をもつて、いかに民主的にこの結論を得た、その答申に基いて法改正をやるのだというような、政府がそういう審議

会の隠れみのに隠れて、そうしておのれの野望を達成しようというのが今までの行き方である、そういう点からこの審議会のメンバーについてお伺いをするわけですか。

○井上政府委員 先般御配付申し上げました資料中に、工業所有権制度改正審議会の委員名簿というのがございまして、恐縮ですが、それによつてごらんをいただきたい。

○田中(武)委員 朝の理事会で申し上げたように、一かかえもあるような資料をいただいで、その資料を全部目を通すだけでも数日を要します。従つて私がここで明らかにしておきたいことは、資料を全部見てしまつては三日や四日ではこんな法案は審議できない。私はその資料をまだ見ておりません。一々名前を要求しておるのではないのであります。階層別にお答へ願ひます。大企業關係が何名、中小企業關係が何名、あるいは學者關係何名、そのうちどういふ意見の人が何名、あるいは弁理士關係の人が入つておれば、その人が何名、あるいは町の發明家關係、こういう人の關係何人、こういうように階層別の何を出していただきたい。名前を見ただけではわかりません。

○井上政府委員 工業所有権制度改正審議会の委員の本委員の数は三十四名でございます。臨時委員が十一名、専門委員が三十三名、合計七十八名となるわけでございます。この階層別という御質問でございますが、この工業所有権制度といふ制度は、御承知の通り全く無色の制度でございます。その制度改正の審議會委員の構成の場合におきましても、別に利益代表

というような観点から階層別というよりな配分を考へるような考へをしなかつたわけでございますが、内容といつたしましては、産業界關係、それから關係各省、それから大学方面、言いかえれば學界といふことになりまして、それから關係各省と申しましたが、行政官庁以外に最高裁判所、それから弁理士會代表、弁理士會代表、大体そういうような構成でございます。

○田中(武)委員 私が伺つておるのは、法改正に當つて政府は大いなる場合審議會といつたものを作つてその答申に基いてやる、こういうことで、いつも審議会の隠れみのに隠れてやるというふうなことが今日の傾向である。独占禁止法の改正のときにも、独占禁止法が改正せられて一番關係の深い消費者關係の代表が何人入つておるか、どういふときに、詳細に調べていくとだれもなかつた。たとえば農林中金の理事長が農民代表であつたり、そういう答弁があつた。あのときはたしか前尾さんだつたか、水田さんだつたか、どつちか忘れたが、私もいわば消費者の代表であるというばかな答弁をしたわけでありまして、私がこの法案審議に當りまして、内容的なことは別といたしまして、まず感じられることは、この膨大な法案の中で一條々われわれが見ていくといふのは相当時間がかかる。そこで、こういう中にまぎれ込んで思わぬところに伏兵があるといふことです。たとえば、特許法等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案の第四條で、独禁法の九十六條と百條の二條を削除するため改正するやうな法案が出ておる。こういうことを見のがすことはできないと思ふ。私

はこういうことをお伺いしておるのです。独禁法との關係については後日伺いますが、今このメンバーを見ましたら、このメンバーの中で一体中小企業關係の代表といふものはおるかおらないのか、どうもおるような感じがいたしません。あるいは町の發明家といふますか、そういう人たちの代表もおらぬ。私がこの法案審議に當つてまずその態度のバック・ボーンとして考へたいことは、こういう改正によつて中小企業、あるいは財政的に恵まれなところの町の發明家に対して、どのような結果を与えるかといふこととあります。ところが、不幸にしてこのメンバーの中にはそういう人が盛られていない。また關係者の意見を聞くのに六年間とか八年間とかかかつたそうですが、その間逐次意見を聞かれたことがありますが、お伺いいたします。聞かれたならば、どういふときに、どういふ人から、どういふたことの答申を受けたのか、それを明らかにしたい。

○井上政府委員 この制度改正審議会の委員中には日本商工會議所、あるいは發明協會の代表者といふものが入つておるわけでございます。今御指摘のような方面としましては、發明協會といふのは非常に歴史の古い、全国的に組織を持つておる団体でございます。今御指摘のような方々は、この發明協會の直接間接の参加構成員である、かよりにわれわれは考へておるわけでございます。それから日本商工會議所につきましても、御承知の通り、日本商工會議所の中には、大企業と同時に中小企業の問題も並行して公平に扱

すので、私どもとしましては、そうい
う考え方でこの審議会の構成がなされ
たものであると考へておる次第でござ
います。

それからこの審議会の答申に基きま
して、法案作成の過程においてどうい
う方面にどういうふうな説明をし、意
見を問うたかという点につきましては、
先ほど板川委員からの御質問に対しま
してお答えを申しましたように、各特
許、実用新案、意匠等の法案要綱が、
正式に通産省としまして決定のつど、
これを新聞に発表しますと同時に、各
地へ出かかましてその説明会を開いた
わけでございます。また、法案作成
の各段階におきましては、常に関係の
団体、すなわち発明協会、特に弁理士
会につきましては、法案作成幾變遷の
ありました各段階の途中におきまして
法案を弁理士会に送りまして、十分緊
密な連絡をとつたわけでありませう。
なお、送ります以外に、弁理士会幹部と
特許庁の幹部とは随時連絡会を持つて
おるわけでございます。そういつた
機会に意見の交換は十分行なつたわけ
でございます。なお、東京の弁理士会
のみならず近畿弁理士会等にも再三お
もむきまして、向うで説明会をやり、
あるいはいろいろ意見を聞いた次第で
ございます。そういふうちに、われわ
れとしましては及ばずながらできる限
り関係各界に法案ないしは要綱の内容
については御説明を申し、そしていろ
いろ各方面の意見、反応といふものを
聞いた次第でございます。特に実用新
案の問題につきましては、これの存続
期間を中心としていろいろ議論が
沸きましたので、われわれとしまして
は、中小企業四団体に対して文書

でもつてこの意見を問うたというよ
うなこともあります。大体そういうよ
うな経過になつております。

○田中(武)委員 たいだいの御答弁
は、かつて独禁法のとときに、通産大臣が
私も消費者でございましてと言つたのと
同じ答弁だ。日本商工会議所の会頭が
中小企業の代表とあなたは考へておる
のですか。かつての帝國発明協会の後
身である日本発明協会が、町の発明家
といひますか、その人たちの意見を代
表する機関だとあなたは考へているん
ですか。そういう答弁をする限り、私
はあなたの考へ方自体すでに間違つて
おることを指摘したい。まず商工会議
所ですが、商工会議所の会頭の意見を
聞いたからといひて、町の中小企業の
おやじさんの意見が盛られておるとあ
なたは考へておるのですか、いかがで
すか。

○井上政府委員 私は会頭個人、会長
個人を申しておるつもりではないので
ございまして、日本商工会議所の中
におきましては、中小企業対策委員会等
も設けられておるわけでございます。し
て、組織といたしましては、日本商工
会議所という機構組織といふものは、
大企業の問題のみを考へておるとい
ふうには私は理解していません。わ
れども、発明協会につきましても、
発明協会という組織が、ただいま申し
ましたように全国に各地方の支部を持
ちまして、その傘下に多くの中小企業
者をメンバーとして持つておる、そ
う大きな機構、組織としましては代
表者として、この委員に加えられる
といふことで申し上げた次第でござ
います。

○田中(武)委員 なるほど日本商工会

議所です。字を説めば日本の商工
関係の組織のヘッドだ、従つてそれら
の人の意見を聞く、こういう形式的な
考へ方、これが私は官僚的な考へ方
であり、岸さんの考へ方だ、こう思う
のです。だれが考へても、たとへば今
外務大臣の藤山さんは元の会頭だ、あ
の人が中小企業の代表だなんてそんな
かなことをだれも考へませんよ。発明
協会にしてもそれでよいでしょう。事
務所が特許庁の中にあるのでしよ。そ
その中の事務を牛耳つておるとい
うか、それを握つておる人たちは特許
官僚の上りばかりでしよ。いわば特
許庁の御用機関なんです。そういう
ところが発明家の代表だなんて考へて
いますか。そのほかにまだ町に、名は知
られていないですが、ほんとうの町の
発明家のそういう任意な協会がある
ことはあなたは御承知だと思ふのだ
が、そういう御用機関、事務所が特
許庁の中にあつておるといふも連絡を
しておる、その人たちの意見を聞く
ら、あなたの方の思ひ通りにできま
すよ。そういうことでもつて関係者の多
くの意見を聞く、そういう考へ方自
体が私はおかしいと思ふ。いかがで
すか、日本発明協会のほかに、町の発
明者の団体があるのかないのか、お伺
いします。

○井上政府委員 中小の発明者の団体
が東京にございまして承知してお
ります。しかしこういう委員、政府の
審議会の人選としましては、やはり何
と申しても歴史も古く、規模も大
きく、そして東京ばかりでなくて全国
に支部を持ち、傘下にも多数のメン
バーを擁しておる発明協会というよ
うな団体、この代表として加えられる

○田中(武)委員 私の聞いたところ
は、その日本発明協会以外の発明家の
団体、この人たちが特許法の改正につ
いてどういふふうになつておるのかと
聞きに行つたときに、絶対秘密主義を
とつて聞かせなかつた、こういう事実
があります。そういうことについて
は、あすの参考人を呼びました席上
において長官お立ち会ひの上で明らか
にしていきたくと思ひます。日本発明協
会の機構についても明らかにしていき
ます。それではきょうの質問はこれ
でおきます。

○長谷川委員 御異議なしと認め、
そのように決します。

○田中(武)委員 御異議なしと認め、
そのように決します。

○長谷川委員 御異議なしと認め、
そのように決します。

○長谷川委員 小売商業特別措置法
案及び商業調整法案の両案を一括して
議題とし審査を進めます。この両法案
は、小売商業特別措置法案外一件審査
小委員会において審査された議案であ
り、去る三月二十日同小委員会の審査
報告書が提出されました。この際同小
委員長の報告を聴取することにいたし
ます。小売商業特別措置法案外一件審
査小委員長小平久雄君。

小売商業特別措置法案外一件審
査小委員会報告書
小売商業特別措置法案及び商業調
整法案に關し審査を行つた結果、次
のとおり協議決定した。
小売商業特別措置法案を別紙要綱
のとおり修正議決すべきものとす
る。
右報告する。
昭和三十四年三月二十日
商工委員会小
売商業特別措
置法案外一件
審査小委員長
小平 久雄
商工委員長長谷川四郎殿
小売商業特別措置法案に対する
修正案要綱
修正案要綱
一、法律の題名を「小売商業調整特
別措置法」に改める。
二、購買会に対する措置命令(第二
条)について
原案に列挙されている一、二、
三号の措置につき、次のように修
正を加える。

○長谷川委員 御異議なしと認め、
そのように決します。

第一号（員外利用をさせない旨の揭示）は原案通りとする。

第二号は「組合員であることが不明瞭である者に対しては、組合員証明書を提示しなければ事業を利用させないこと」に改める。

第三号（利用券関係）は削除する。

三、消費生活協同組合の事業の利用（第三条及び第四条）について

1. 第三条（消費生活協同組合から員外利用の許可の申請があつた場合、員外利用によつて中小小売商の利益が著しく害されるおそれがあるときは許可をしない旨の規定）は、消費生活協同組合法に移す。

なお、通商産業大臣は、都道府県知事に対し、組合の員外利用の状況に関し報告を求めるところができることとする。

2. 第四条（消費生活協同組合に対する措置命令）も、消費生活協同組合法に移すとともに、措置の内容については購買会の場合と同様に修正する。

なお、厚生大臣及び通商産業大臣は、都道府県知事に対し、措置命令をすべきことを指示することができることとする。

3. 以上の修正は、附則において、消費生活協同組合法第十二條に四項を加えることにより行ふ。従つて、原案の第三条及び第四条は削除する。

四、小売市場の許可（第五条（第十二條））について
1. 原案では、小売市場の「貸付」

について許可を要することとなつてゐるが、この外「譲渡」についても許可を要することとする。

2. 都道府県知事が許可をするに際し、小売市場の所在地の市長に協議しなければならないこととし、また許可申請は市長を経由することとする。

3. 許可の基準について、過当競争防止の趣旨を明確化する。

即ち、小売市場相互間又は小売市場とその周辺の小売商との間に過当競争が行われるおそれなく、しかも貸付条件又は譲渡条件が不当なものでない場合に限り、許可をすることとする。

4. 以上の修正に伴い、関係条項を整理する。

五、製造業者又は卸売業者の小売業兼業について
政令で指定する物品の製造業者又は卸売業者であつて、政令で指定する地域内において当該物品に係る小売業を営む者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬという規定を新たに設ける。

六、あつせん調停（第十五条）等について
あつせん調停の規定（第十五条）及び関連条項中、「中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があるとき」にあつせん調停等を行うことになつてゐるのを、「物品の流通秩序の適正を期するため必要があるとき」にあつせん調停等を行うことに改めるとともに、第十五条の「生産業者」の字

句を「製造業者」に改める。

小売商業特別措置法案に対する修正案

小売商業特別措置法案の一部を次のように修正する。

小売商業調整特別措置法

第二条第二項中第二号を次のように改め、第三号を削る。

二 従業員であることが不明瞭である者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。

第三条及び第四条を削る。

第五条から第九条までを次のように改める。

（小売市場の許可）
第三条 政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場（一の建物であつて、十以上の小売商（その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。）の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。）とするため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

2 前項の許可は、一の建物ごとに
3 前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟

をなす建物は、これを一の建物とし、建物の附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

4 都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長（特別区にあつては区長。以下同じ。）に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

（許可の申請）
第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所
二 その建物の所在する場所及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積
三 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類
四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小

売商から徴するその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件
2 前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（許可の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

第六條 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場となつてゐる建物、その地域が指定地域となつた時

二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物、その建物が小売市場とされることとなつた時

2 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

3 前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他主務省令で定める書類を添えなければならぬ。

(変更の許可等)
第七條 第三条第一項の許可を受け

た者及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者(以下「小売市場開設者」という。)は、次の各号の一に該当する場合には、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第四条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積を増加しようとするとき。

二 第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき(前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき。)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、同項第一号に係る申請にあつては第五条第一号に、同項第二号に係る申請にあつては同条第二号に該当することとなることを認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第五条第一号中「当該小売市場が開設されることにより」とあるのは、「申請に係る床面積を増加することにより」と読み替へるものとする。

3 小売市場開設者は、第四条第一項第一号から第三号までの事項に変更があつたとき(第一項第一号に該当する場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分を準用する。

(貸付契約等を結ぶ場合の基準)

第八條 小売市場開設者は、第三条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す場合には、第四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項(第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項及びその建物を第六条第二項の届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件)が第四条第一項の申請書(第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第六条第二項の届出書)に記載した内容(その変更については前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容)に合致するように貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

第十條中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一條中「第五条第一項」を「第三条第一項」に、「貸し付けない期間」を「貸付又は譲渡をしない期間」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十條とする。

2 第三条第四項の規定は、前項の規定による処分を準用する。

第十二條中「前七條」を「前八條」に、「第五条第一項ただし書に規定する政令」を「第三条第一項の物品を

定める政令」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條第一項中「第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつてゐる当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商(同項ただし書の政令で定める物品の全部がその建物をその店舗の用に供する小売商の全部又は一部によつて販売されることとなつていない場合その他政令で定める場合を除く。次条第一項及び第十五條第四号において同じ。)」を「小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商」に改め、同条を第十二條とする。

第十四條第一項中「第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつてゐる当該建物で」を「小売市場で」に改め、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(製造業者等の小売業兼業の届出)
第十四條 政令で指定する物品の製造業者又は卸売業者であつて、政令で指定する地域内において当該物品の小売業を営む者は、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その小売業を廃止したときも、同様とする。

第十五條第一号中「生産業者」を「製造業者」に、「生産」を「製造」に改め、同条第四号中「第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつてゐる当該建物」を「小売市場」に、「当該貸付権者」を「当該小売市場開設者」に改める。

第十五條、第十六條第四項、第十七條及び第十八條第一項中「中小小

売商の事業活動の機会を確保するため」を「物品の流通秩序の適正を期するため」に改める。

第十九條第一項中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改める。
第二十一條中「第四条、第六條第二項及び第七條第一項第一号」を「第四条第二項、第五條第二号、第六條第三項及び第十四條」に改める。
第二十二條第二号中「第九條」を「第八條」に、「貸付契約」を「貸付契約若しくは譲渡契約」に改め、同条第三号中「第五條第一項又は第八條第一項」を「第三條第一項又は第七條第一項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第三條第一項の規定に違反した者

第二十三條第一号中「第八條第三項又は第十條第三項」を「第六條第二項、第七條第三項又は第九條第三項」に改める。

第二十六條を削る。

附則第二項中「小売商業特別措置法」を「小売商業調整特別措置法」に改める。

附則に次の一項を加える。
(消費生活協同組合法の一部改正)
3 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十二條に次の四項を加える。

4 当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業(物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。)を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及

ほし、その利益を著して害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしない。

5 当政行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二 組合員であることが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の措置をとるべきことを指示することができる。

7 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に關して必要な報告を求めることができる。

第百条の次に次の一条を加える。
第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

○小平(久)委員 小売商業特別措置法案外一件審査小委員会における審査の経過並びに結果につきまして、簡単に御報告を申し上げます。

当小委員会は、政府提案の小売商業特別措置法案及び日本社会党提案の商業調整法案の両案につき、慎重な審査を行う目的をもつて去る二月二十六日に設けられ、以来九回にわたつて会議を開き、綿密な質疑を行うとともに、懇談の形式により各小委員の意見の調整をはかつて参りましたところ、三月二十日に至り、ようやく結論を得まして、ここに御報告申し上げる運びとなつたのであります。

すなわち、小委員会においては、小売商業特別措置法案につきお手元に配付いたしました要綱のごとく修正を加えるべきものと決定をいたしましたのであります。その大要を御説明いたしますと、第一は、法律の題名を小売商業調整特別措置法とすることであり、第二は、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令に關する規定、すなわち原案の第三条及び第四条に關しては、これと同趣旨のものを消費生活協同組合法において規定することに改め、かつ措置命令に關して若干の修正を加える点であります。

なお、これに伴い、購買会に対する措置命令についても所要の修正を行なつております。

第三は、小売市場の許可に關して、貸付のみならず譲渡についても許可を要することにするとともに、許可の基準につき、過当競争のおそれがない場合に限り許可するという趣旨を明らかにした規定を設けることとあります。

第四は、指定区域内で指定商品の小売業を兼営する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届出を要するといふ規定を新たに設ける点であります。

第五は、あつせん、調停等は、物品の流通秩序の適正を期するといふ観点に立つて行うことにするとともに、字句の修正を行うこととあります。

以上が決定事項の大要であります。が、これに基きまして小委員会において修正案を起草いたしました。

修正案は、お手元に配付してありますが、本委員会におきましては、何とぞ小委員会の修正案の通り修正議決されんことをお願い申し上げます。

なお、商業調整法案につきましては、提案者より撤回の手續をとる旨の発言がございましたことを申し添えます。

以上御報告申し上げます。修正案を提出いたしました次第であります。

○長谷川委員長 この際お諮りをいたします。ただいまの小委員長の報告にありました通り、商業調整法案につきましては、提出者より成規の手續により撤回の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて、同案は撤回を許可することに決しました。

次に、先刻の小委員長の報告にありました通り、現在小売商業特別措置法案に対し修正案が提出されておりますが、原案並びに修正案につきましては、すでに質疑も十分尽くされてお存じますので、質疑を終局することに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○田中(武)委員 ただいま議決になりました小売商業調整特別措置法案につきまして、通産大臣もお見えでございますので、この際一言希望を申し上げます。修正の段階におきまして、われわれは仮称ですが小売商業調整審議会、こつちの常設の機関を設けて、これがあつせん調停をやるだけで

なく、たとえば労働問題に労働委員会があり、農業問題に對しまして農業会議所または農業委員会があるごとく、小売商その他の商業問題について、これが調停あつせんだけでなく、なお進んで振興政策についてのいろいろなことについて審議し、あるいはこれに關係の通産省あるいは都道府県知事のところにも意見を述べたりするようないわば労働委員会あるいは農業委員会と同じようなものを希望したわけでございますが、予算等の關係でこれをわれわれはあきらめたわけですが、しかし政府に於ては、先ほど申しましたように労働問題については労働委員会あり、農業問題については農業委員会があるというように、小売商業問題につきましても商業調整審議会というよりな行政委員会ないし審議会を作るより、一つ格段の努力を今後検討していただきたい、こつち希望を申し上げます。

○長谷川委員長 この際二時まで休憩をいたします。

午後一時十四分休憩

午後一時十五分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。

午後一時十六分散会

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○田中(武)委員 ただいま議決になりました小売商業調整特別措置法案につきまして、通産大臣もお見えでございますので、この際一言希望を申し上げます。修正の段階におきまして、われわれは仮称ですが小売商業調整審議会、こつちの常設の機関を設けて、これがあつせん調停をやるだけで

なく、たとえば労働問題に労働委員会があり、農業問題に對しまして農業会議所または農業委員会があるごとく、小売商その他の商業問題について、これが調停あつせんだけでなく、なお進んで振興政策についてのいろいろなことについて審議し、あるいはこれに關係の通産省あるいは都道府県知事のところにも意見を述べたりするようないわば労働委員会あるいは農業委員会と同じようなものを希望したわけでございますが、予算等の關係でこれをわれわれはあきらめたわけですが、しかし政府に於ては、先ほど申しましたように労働問題については労働委員会あり、農業問題については農業委員会があるというように、小売商業問題につきましても商業調整審議会というよりな行政委員会ないし審議会を作るより、一つ格段の努力を今後検討していただきたい、こつち希望を申し上げます。

○長谷川委員長 この際二時まで休憩をいたします。

午後一時十四分休憩

午後一時十五分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。

午後一時十六分散会

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○田中(武)委員 ただいま議決になりました小売商業調整特別措置法案につきまして、通産大臣もお見えでございますので、この際一言希望を申し上げます。修正の段階におきまして、われわれは仮称ですが小売商業調整審議会、こつちの常設の機関を設けて、これがあつせん調停をやるだけで

なく、たとえば労働問題に労働委員会があり、農業問題に對しまして農業会議所または農業委員会があるごとく、小売商その他の商業問題について、これが調停あつせんだけでなく、なお進んで振興政策についてのいろいろなことについて審議し、あるいはこれに關係の通産省あるいは都道府県知事のところにも意見を述べたりするようないわば労働委員会あるいは農業委員会と同じようなものを希望したわけでございますが、予算等の關係でこれをわれわれはあきらめたわけですが、しかし政府に於ては、先ほど申しましたように労働問題については労働委員会あり、農業問題については農業委員会があるというように、小売商業問題につきましても商業調整審議会というよりな行政委員会ないし審議会を作るより、一つ格段の努力を今後検討していただきたい、こつち希望を申し上げます。

昭和三十四年三月二十八日印刷

昭和三十四年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局